



埼玉県報

第278号
令和4年(2022年)
1月18日
火曜日

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 一般国道125号の占用を制限する区域の指定（行田県土整備事務所）
- 一般国道354号の占用を制限する区域の指定（行田県土整備事務所）
- 県道阿佐間幸手線の占用を制限する区域の指定（行田県土整備事務所）
- 県道行田市停車場酒巻線の占用を制限する区域の指定（行田県土整備事務所）
- 県道三郷松伏線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第三十九号

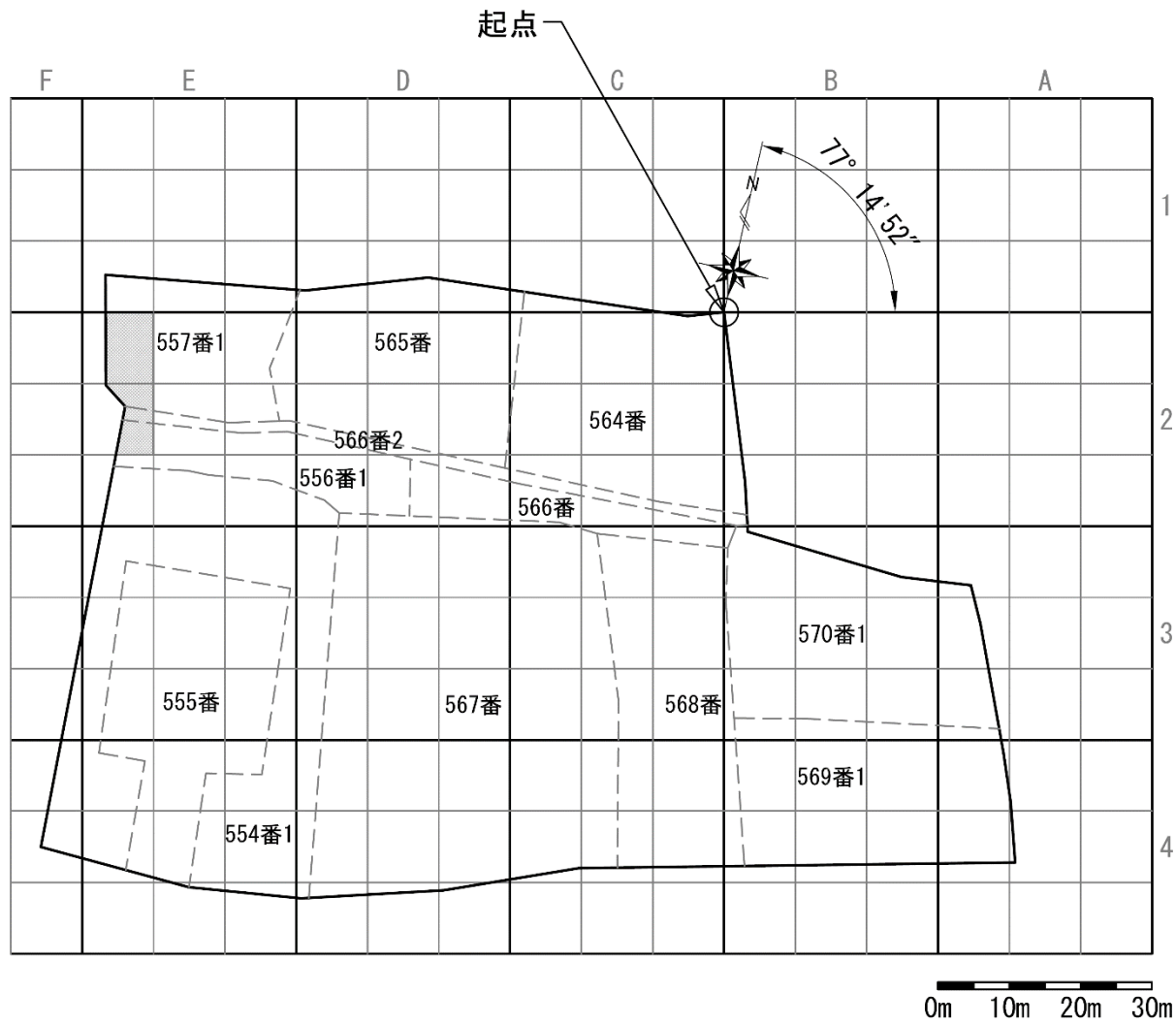
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年埼玉県告示第九百二十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年一月十八日

埼玉県知事 大野 元裕




- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
- 二 別図のとおり（埼玉県吉川市大字高久字佐左エ門五百五十六番一の一部、五百五十七番一の一部及び五百六十六番二の一部）
- 三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【起点】
起点は、埼玉県吉川市大字高久字佐左工門564番の最北端とする。

格子の回転角度：77度14分52秒

-  形質変更時要届出区域を解除する区画
-  敷地境界
-  地番境界

告 示

埼玉県告示第四十号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年一月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第四十一号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業地域

一級河川福川外（深谷市西島地内外）

四 作業期間

令和四年一月十日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四十二号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

幸手市中五丁目地内

四 作業期間

令和四年一月十日から令和四年三月二十五日まで

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和四年一月十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 百二十五号 加須市豊野台二丁目七八九番七地先から同市南大桑

字川面三七三三番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和四年一月十九日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和四年一月十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 三百五十四号 加須市柳生字小屋口一六五六番一地先から同市柏戸字八幡一二一五番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和四年一月十九日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和四年一月十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 阿佐間幸手線 加須市間口字本田一一三八番二地先から同市間口字広畑

八九三番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和四年一月十九日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和四年一月十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 行田市停車場酒巻線 行田市大字和田字道下一三六七番一地先から同市

大字犬塚字清水五四番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和四年一月十九日

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年一月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>県道三郷松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>三郷市前間字大月一二四番二地先から 同市小谷堀字大月通三四六番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年一月二十日 正午</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年五月十九日付埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長三五五・八九メートル</p>

告 示

埼玉県選管告示第一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和四年一月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和四年一月二十一日 午後六時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員補欠選挙（西第十区 坂戸市）について

イ その他